

【第31回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨】

日 時 平成19年12月5日（水）午前10時～午前11時39分

場 所 大阪キャッスルホテル 6階 鳳凰の間

出席者

（委員）池田委員、石原委員、稲岡委員、内田委員、小谷委員、河井委員、向山委員

（事務局）経済局：田島商業立地担当課長
環境局：木口環境管理担当員
都島区：松井企画調整担当課長
此花区：隅埜区民企画担当課長
生野区：山田区民企画担当課長
西成区：土井企画調整担当課長

議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

- (1) 「(仮称) ライフ毛馬店」[新設]
- (2) 「(仮称) ライフ西九条店」[新設]
- (3) 「(仮称) 本町南シモジマビル」[新設]
- (4) 「(仮称) ホームズ鶴見店」[新設]
- (5) 「ホームセンターコーナン生野店」[店舗面積の増床等]
- (6) 「南津守ショッピングプラザ」[延刻]

議事要旨

- (1) 「(仮称) ライフ毛馬店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・店舗南側からの来店車両の駐車場への進入については、案内板による誘

導や警備員を配置するなど交通混雑が生じないようスムーズな誘導に努めるよう要望する。

- ・深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるので、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

(2)「(仮称)ライフ西九条店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・車での来退店経路について、当初計画どおりに誘導できるよう、あらゆる手段を講じて、経路の周知徹底を図る必要がある。
- ・住民意見に配慮した自動車抑制策の実施や、搬出入時間帯も含めた交通整理員の配置等により、交通安全や円滑な交通処理に努める必要がある。
- ・深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるので、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

(3)「(仮称)本町南シモジマビル」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

(4) 「(仮称) ホームズ鶴見店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・店舗東側入口及び敷地内南側から立体駐車場への来店車両の入庫スロープについては、両者が輻輳することのないよう警備員の配置をするなど、その安全性を十分確保する必要がある。

(5) 「ホームセンターコーナン生野店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・開店時間変更後においては、通学時間帯に重なることから歩行者の安全性の確保に十分な配慮をする必要がある。

(6) 「南津守ショッピングプラザ」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営を行う必要がある。

- ・深夜営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるので、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めるよう要望する。

【配布資料】

- 資料1 「(仮称) ライフ毛馬店」 届出要約書
- 資料2 「(仮称) ライフ西九条店」 届出要約書
- 資料2-1 「(仮称) ライフ西九条店」 住民意見概要書
- 資料3 「(仮称) 本町南シモジマビル」 届出要約書
- 資料4 「(仮称) ホームズ鶴見店」 届出要約書
- 資料5 「ホームセンターコーナン生野店」 届出要約書
- 資料6 「南津守ショッピングプラザ」 届出要約書
- 資料7 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況（報告事項）

【問い合わせ先】 大阪市経済局産業振興部商業振興担当
(電話) 06-6208-8967